

## あなたの年金 簡単便利な『ねんきんネット』で！

- 年金支払に関する電子版の通知書をダウンロードでき、管理・保管に便利です。
- 働きながら年金を受け取る場合など、様々な条件に応じた見込額を試算できます。

詳しくは、**ねんきんネット**

([https://www.nenkin.go.jp/n\\_net](https://www.nenkin.go.jp/n_net))

**検索**

QR  
コード

スマートフォンからの登録はこちら ⇒  
([https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp\\_neko/Z06\\_SP/W\\_Z0602\\_SPSCR.do](https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/Z06_SP/W_Z0602_SPSCR.do))

- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからも「ねんきんネット」を簡単にご利用できます。

## ■ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方へ

- お客様の新たな記録が見つかったと、年金額が増える可能性があります。
- お心当たりのある方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地などをご覧ください。

**日本年金機構**

(<https://www.nenkin.go.jp>)

**検索**

## 通知書に関するお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



**0570-05-1165**

050から始まる電話の場合は、(東京) **03-6700-1165**

※おかけ間違いには、十分ご注意ください。

<受付時間> 月 曜日 午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00  
火 ~ 金 曜日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15  
第 2 土 曜日 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は午後 7 : 00 まで。

※祝日(第 2 土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

**お問い合わせ、ご相談の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。**

※代理人(二親等以内)の方からお問い合わせの場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

※休日明けや通知が届いた直後は、非常に電話が混雑します。ご了承ください。

### 年金生活者支援給付金に関するお知らせ

年金生活者支援給付金(公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者に対して支給される給付金)については、請求書(ハガキ)が届いていない方であっても、世帯構成等が変更となった場合、受給できる可能性がありますので、確認される場合は年金事務所へお問い合わせください。

XXXX XXXX XXXX

郵便はがき

料金後納  
郵便

親展

## 開封前にあて名をご確認ください。

このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

- ・矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
- ・水にぬれている場合は、よく乾かしてから開いてください。

## 大切なお知らせ

内側にある内容をご確認いただき、確認後は大切に保管してください。

差出人



**日本年金機構**  
Japan Pension Service

〒168-8505  
東京都杉並区高井戸西  
三丁目5番24号

# 年金振込通知書

(振込予定日) 令和3年10月15日

されたことにより、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の制度・種類	年金	振込先
基礎年金番号	年金コード	

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額

	令和 年 月の 支払額	令和 年 月からの 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額 ※1	円	円	円	円	円
介護保険料額 ※2	円	円	円	円	円
※2	円	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円	円
個人住民税額 ※2	円	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円	円

※1 下面の【注意事項】をご覧ください。

※2 下面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。

印影

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

## 注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 上記の「年金振込通知書」に令和4年4月までの支払額の記載のない方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 年金から特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
- 上記の「年金振込通知書」で、「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている場合は、遅延特別加算金を含んでいます。
- ご参考までに、上記の「年金振込通知書」の前回支払額の欄に前回の年金支払額などを記載しています。

## 振込予定日

- 年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の日となります。

令和3年	10月15日（8月・9月分）・12月15日（10月・11月分）
令和4年	2月15日（12月・1月分）・4月15日（2月・3月分）

音声コード

※左のマークは音声コードです。目の不自由な方に、この通知書に関する情報を音声でご案内するものです。

## 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

年金から特別徴収する保険料（税）額等に関することは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。